

○飯塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成26年2月21日

飯塚市告示第49号

改正 H26-283

飯塚市成年後見制度利用支援事業要綱(平成18年飯塚市告示第51号)の全部を改正する。

飯塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成24年飯塚市告示第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、成年後見制度の利用に必要となる費用を負担することが困難である者に対して行う助成について、必要な事項を定めるものとする。

(対象費用)

第2条 成年後見制度利用支援事業の助成対象となる費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

(1) 飯塚市成年後見制度における市長申立てに係る要綱第5条各号に規定する審判請求に係る費用

(2) 民法(明治29年法律第89号)第852条、第862条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項又は第876条の10第1項の規定に基づく報酬付与の決定がなされた成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「後見監督人等」という。)に対する報酬。ただし、報酬付与の決定がなされた対象期間末日の翌日の前年同日以降の期間に相当するものに限る。

(対象者)

第3条 前条第1号に規定する費用の助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯の者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(H26-283一改)

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者

2 前条第2号に規定する費用の助成対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和

42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「被後見人等」という。)の後見人等又は後見監督人等で、当該家庭裁判所による報酬付与の審判を受けたものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めるものはこの限りでない。

- 3 前項の規定に該当する者であっても、被後見人等との続柄が配偶者又は四親等内の親族である場合は、助成対象者としなない。

(審判の請求費用の助成)

第4条 第2条第1号に規定する費用の助成は、これに要する費用に相当する額とする。

- 2 前項の助成は、市長が当該家庭裁判所に対し、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第2項の規定による命令を促す申立てを行わない方法により行うものとする。

(後見人等及び後見監督人等に対する報酬の助成)

第5条 第2条第2号に規定する報酬の助成を受けようとする者は、報酬付与の審判の通知があった日の翌日から起算して1月以内に、申請書に関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査のうえ助成の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 3 報酬助成基準額は、後見人等にあつては月額10,000円、後見監督人等にあつては月額5,000円とする。

- 4 第2条第2号に規定する報酬の助成額は、報酬助成基準額と当該家庭裁判所が決定した報酬を月額換算した額の差額に助成対象月数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 5 当該家庭裁判所が決定した報酬を月額換算した額が、報酬助成基準額を上回る場合は助成しないものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日までに、この告示による改正前の飯塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の飯塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱の相当規定によりなされた手

続その他の行為とみなす。

附 則(平成26年8月27日 告示第283号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。